

(参考1)

平成 24 年度 事業計画

財団法人安全衛生技術試験協会

平成24年度事業計画

I 基本的考え方

- 1 東日本大震災の発生、歴史的な円高の進行、ヨーロッパにおける金融不安等、我が国は厳しい社会・経済情勢に直面しているが、このような中で当協会を取り巻く諸般の状況も厳しさを増している。免許試験をはじめとした当協会の試験においては、いわゆる団塊世代の労働市場からの退出に伴う新たな資格者の需要に起因した受験者の増加が、平成20年度をピークに一巡した後、毎年小幅ながら減少を続けており、平成23年度は3年連続の減少となった。

免許資格等に対する個人の関心の高まり及び平成24年4月1日から二級ボイラー技士等の受験資格が廃止されることに伴うプラスの要因も考えられるものの、長引く経済の沈滞状況が当協会の事業に対しても好ましくない影響を及ぼすおそれも想定せざるを得ないことから、平成24年度の受験者数はさらに一定程度の減少が続けることが懸念される。

* 免許試験の受験申請者を前年度予測値に比べ微減の180,650名と予測している。

- 2 当協会は、免許等試験の実施を通じ、産業現場において必要とされる労働安全・労働衛生に関する知識・技能が正しく評価された有資格者を産業界に送り出すことによって、労働災害の防止及び適正な作業環境の確保に資することを最も重要な使命としている。このためには、品質の高い試験問題を作成し、正確かつ確実な試験の実施を確保するとともに、常にこれらの事業をより質の高いものにしていくという努力を不断に続けることが重要である。

このようなことを踏まえて、

- ① 正確、確実かつ規律ある試験事務の実施
- ② 受験者等へのサービスの充実

に一層努めるとともに、試験実施体制等について常に見直し及び点検を行い、改善に取り組むこととする。

また、平成24年4月1日からは、当協会において、これまでの試験事務の実施に加え、労働安全・労働衛生コンサルタント及び作業環境測定士についての指定登録機関として登録事務も一元的に実施することになったことから、試験事務と同様、的確に登録事務を実施することとする。

なお、このような当協会の事業の実施においては、機密事項の漏洩防止対策に関して情報セキュリティ管理の徹底を図る。

- 3 当協会の業務は、従来、国が直接行ってきた国家試験の実施事務であるという高い公益性から、その公正、公平及び的確な運営について、常に国民の視線が注がれるものと認識するべきであり、国民からの高い信頼を今後も維持していくことが重要である。このことを踏まえ、公益法人制度改革に関しては、平成25年4月を目途に「公益財団法人」への移行を目指すとした移行方針に基づき、認定申請に必要な作業を的確に進める。

また、全国7か所の安全衛生技術センター（以下「センター」という。）は国が所有する試験実施施設であり、当協会は国の指定を受けてこのセンターで免許試験等の試験を実施してきているが、近年の事業仕分け等の議論を踏まえ、国はセンターの売却の方針を固めているところである。

労働安全衛生法令に基づく免許制度等においては、有資格者の不足は、法的な問題に抵触するおそれがあるとともに、作業現場での危険や環境の悪化につながりかねない事態を生ずる可能性がある。このため、適正に評価された有資格者を産業界のニーズに応じた十分な数だけ送り出すことが必要であり、受験希望者に対してはより多くの受験の機会を提供し、かつ適切性の担保された試験を実施していく体制を確保していかなければならない。

このためには、実技試験に供する設備を具備し、かつ1年を通じて常態的に試験を実施することのできる常設の試験施設を確保しておくことが必要不可欠である。

このようなことを踏まえて、当協会としては、センターを売却するという国の方針を受け、平成24年度中にセンターを購入することとし、それに伴う必要な作業及び措置を的確に行うものとする。

- 4 なお、本事業計画と平成24年度及び25年度の2年間について策定する中期計画は、相互に補完しあう性格のものであり、本事業計画において具体的に定めていない業務効率化によるコスト削減の指標等については、中期計画においてこれを定め、実施していくこととする。

II 重点事項

1 試験業務の的確かつ厳正な実施

各種試験業務は、本事業計画及び別紙の「事業計画の具体的内容」に基づき、本部及び各センターにおいて適正かつ的確に実施する。

センター以外の会場で行う出張特別試験については、協力団体との協力関係を維持し、また、高校、刑務所等から出張特別試験の実施について要請があった場合には引き続き協力することとする。

各種試験の実施に当たっては、不正行為等が発生しないよう細心の注意を払うとともに、それらに対しては、厳正に対処する。

また、試験実施に伴う過誤事案の発生は、年間を通じてゼロ件を目標とする。

※ 試験の実施予定回数

① 労働安全衛生法に基づく免許試験

1,182回（学科790回、実技392回）

（出張特別試験については、43都道府県78地区で実施）

② 労働安全・労働衛生コンサルタント試験

2回（労働安全1回、労働衛生1回）

③ 作業環境測定士試験

3回（第1種1回、第2種2回）

2 適正かつ的確な試験問題の確保及び維持

試験問題の作成に当たっては、作成担当者間の相互のチェック、各種試験員会の適切な運営及び問題の審査体制を充実させることによって、試験問題の内容等に関する不適切事案の発生は、年間を通じてゼロ件を維持することを目標とする。

また、これまで整備してきた試験問題について、最近の労働安全・労働衛生に関する動向、現場における技術の進展の状況等を考慮し、内容表現等の検討を行い、試験問題としてのレベルの向上に努める。

3 受験者サービスの充実

試験の概要、受験の仕方等をわかりやすく受験申請書やホームページに掲載するなど引き続き受験者サービスの充実に努める。

身体に障害等を有する受験者に対しては、視覚障害者に対する点字試験の実施など、特別な配慮を払って試験実施を行うものとする。

なお、試験問題や合格者のホームページへの掲載及び試験不合格者への得点の通知については引き続き実施する。

4 効率的な業務運営

受験者数は減少傾向にある中、免許試験（学科試験）の試験手数料の引下げが平成21年度及び平成23年度に行われたことなど厳しい経営環境におかれている。こうした中、当協会においては更に効率的な業務運営を図るとともに、金額の多寡を問わず各種契約の見直し、試験問題作成及び試験実施業務の効率化などにより経費の節減に取り組む。

特に、収支マイナス状況にある労働安全・労働衛生コンサルタント試験及び作業環境測定士試験については試験実施会場の変更、各種会議開催回数の縮減をはじめ、以下の事項を実施することによって、一層の収支改善に努める。

①労働安全・労働衛生コンサルタント試験：筆記試験実施会場の変更、試験員会の実施回数の削減、試験員旅費の縮減等を行う。

②作業環境測定士試験：協会職員を試験員として活用することによる外部試験員の謝金の縮減、試験員会の実施回数の削減、試験員旅費の縮減等を行う。

5 機密事項の漏洩防止対策の徹底

試験問題及び個人情報等に関する機密事項が外部に漏れる事故は、決してあってはならず、このため、試験問題及び個人情報等に関する機密事項の漏洩防止対策については、ハード面及びソフト面に関するマニュアルに基づき、各センターを含め、きめ細かく徹底を図るとともに、常に見直しを行い、一層のセキュリティ対策を推進する。

* 試験問題の事前漏洩、受験者の個人情報の漏洩の件数をゼロ件とする。

6 登録事務の実施

労働安全・労働衛生コンサルタント及び作業環境測定士の登録事務については、

これまで指定登録機関として（社）日本労働安全衛生コンサルタント会及び（社）日本作業環境測定協会が行ってきたが、受験者の立場からすると試験を受けた機関で登録もできた方が利便性が高まるとして、国からの要請を受け、平成24年4月1日からは、当協会が新たな指定登録機関として登録事務も一元的に実施することとしたものであり、試験事務同様、的確に登録事務を実施することとする。

＊年度当初からの円滑な移行を図り、申請者に不便を生じさせないこととする。

7 広報活動の積極的な展開

時代の趨勢、地域の実情及び受験者のニーズを把握しつつ、受験者が円滑に受験できるように、的確な広報に努めることが極めて重要である。このため、分かりやすい試験案内、登録申請等の情報をタイムリーに掲載するなどホームページの充実に努める。

また各試験に関する受験者の動向、ニーズの把握及び有資格者の需要状況の把握等について、協会全体として取り組むこととする。

8 公益法人改革等に係る対応

公益法人制度改革関連三法が平成20年12月に施行されたことから、当協会においては新法人への移行に向け準備作業を行ってきたが、移行時期の目途を平成25年4月1日とし、指定試験機関としての役割を果たすために、より相応しい「公益財団法人」への移行を目指すとした移行方針に基づき、定款の制定をはじめとする移行申請に必要な作業を着実に進め認定申請を行うこととする。

また、現在国が所有している全国7か所のセンターについては、国の売却時期に合わせて購入する。

9 受験者管理システムの適正な運用

受験者管理システムは、平成20年12月に従来行政の管理の下で運用されてきた免許管理システムから分離されたことに伴い、当協会が実施する試験を一元管理することができる新たな受験者管理システムとして、試験事務及び個人情報管理の適正化に配意しつつ、開発を進めてきた結果、平成23年2月からこれを運用に供したところである。今後は本システムの適正な運用に努めるとともに、その安定的かつ効果的な運用維持を図るため常に見直し及び点検を行い必要な改善を行うこととする。

10 職員研修の効果的な実施

当協会に相応しい人材の確保、育成及び適正配置を行い、また、職員自らが試験問題の作成や採点等を行えるようその資質の向上を図ることとし、本部において新任研修等を計画的に行うとともに、各センターにおける業間研修（OJT）等の効果的な実施並びに職員自らが行う自己研鑽の奨励に努める。

事業計画の具体的内容

事 項	実施時期	内 容			
1 労働安全衛生法に基づく 各種免許試験の実施 (1) センターにおける免許 試験の実施	年 間	① 受験見込人数 約180,650名			

事 項	実施時期	内 容						
		② 学科（出張特別試験を除く。）・実技試験の種類と回数						
センター別 試験の種類	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国 四国	九州	合計
	回	回	回	回	回	回	回	回
特 級 ボ イ ラ ー 技 士	1	1	1	1	1	1	1	7
一 級 ボ イ ラ ー 技 士	7	6	8	6	7	6	7	47
二 級 ボ イ ラ ー 技 士	13	12	16	12	16	12	13	94
特 別 ボ イ ラ ー 溶 接 士	2 (2)	2 (2)	2 (9)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (6)	14 (25)
普 通 ボ イ ラ ー 溶 接 士	2 (2)	2 (2)	2 (9)	2 (4)	2 (10)	2 (2)	2 (6)	14 (35)
ボ イ ラ ー 整 備 士	3	3	3	3	3	3	3	21
クレーン・デリック運転士	12 (26)	7 (30)	18 (32)	13 (39)	18 (86)	16 (43)	12 (23)	96 (279)
移動式クレーン運転士	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (8)	6 (6)	6 (6)	42 (44)
揚 貨 装 置 運 転 士	1 (0)	2 (0)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	2 (4)	2 (0)	12 (9)
発 破 技 士	2	2	2	2	2	2	2	14
ガス溶接作業主任者	2	2	2	2	2	2	2	14
林業架線作業主任者	1	1	1	1	1	1	1	7
第一種衛生管理者	14	18	36	32	36	14	17	167
第二種衛生管理者	14	18	36	32	36	14	17	167
高圧室内作業主任者	1	1	1	1	1	1	1	7
エックス線作業主任者	3	3	6	6	6	5	4	33
ガンマ線透過写真 撮影作業主任者	1	1	1	1	1	1	1	7
潜 水 士	4	4	4	2	5	4	4	27
合 計	89 (36)	91 (40)	147 (58)	125 (52)	147 (108)	94 (57)	97 (41)	790 (392)

注 1 : () 内は実技試験の回数で外数である。

2 : 「クレーン・デリック運転士」免許試験には、クレーン限定及び床上運転式クレーン限定を含む。

事 項	実施時期	内 容
		③ 学科試験及び実技試験の日程は、平成24年度試験実施計画による。 ④ 免許試験の準備業務 イ. 公 告 各センター掲示場 ロ. 広 報 (インターネット・ホームページ、ポスター、試験案内及び協会NEWS等) ハ. 受験申請書の受付及び受験票の交付 受付は、郵送の場合、各試験日の2ヶ月前から各試験日の14日(持参の場合はセンターの休日を除く2日)前まで ニ. 試験問題の作成・印刷 ⑤ 合格者発表 試験実施の一週間後各センター掲示場及びインターネット・ホームページ上 (特級ボイラー技士試験は、概ね5週間後) 合・否結果通知書の印刷及び送付 ⑥ 平成25年度試験実施計画の発表 前期分・・・平成24年12月 後期分・・・平成25年6月
(2) 出張特別試験の実施	平成24年6月～翌年2月	① 宮城・千葉・愛知・兵庫の4県を除く43都道府県の78地区で実施予定 ② 準備業務等(広報、受験申請書受理、事前打合せ、会場等の整備、実施後の改善点の把握、その他)の徹底
(3) 特級ボイラー技士免許試験 試験問題検討委員会の開催	平成24年6月～10月	① 委員の選任 平成24年4月 ② 委員会の開催 年5回 平成24年6月～10月
(4) 試験問題検討会の開催	平成24年9月～翌年3月	① 衛生管理者(センター職員含む) 3回 ② 衛生管理者(本部職員) 3回 ③ エックス線作業主任者(センター職員含む) 3回
(5) 特に配慮すべき受験者への対応	年 間	① 身体に障害を有する受験者に対する配慮(点字など) ② 外国人等に対する配慮(ルビなど)

事 項	実施時期	内 容
2 労働安全衛生法に基づく 資格試験の実施		
(1) 第40回 労働安全・労働衛生コン サルタント試験の実施	① 筆記試験 平成24年 10月16日(火)	① 受験見込人数 約 1,200名 〔労働安全コンサルタント 約 900名〕 〔労働衛生コンサルタント 約 300名〕 ② 試 験 地 ・北海道(恵庭市) ・東北(岩沼市) ・中部(東海市) ・近畿(加古川市) ・中四国(福山市) ・九州(久留米市) ・東京都内 の7ヶ所 ③ 試験の準備業務 イ. 試験計画の決定 平成24年3月中旬 ロ. 試験員の選任 平成24年4月中旬 ハ. 専門委員会の開催 平成24年5～11月 ・座長会議 6回 ・分科会 30回 ニ. 試験日程の官報公告〔厚生労働省〕 平成24年6月中旬 ホ. 試験実施の広報 平成24年6月中旬 ヘ. 受験申請書の受付 平成24年7～8月 ト. 受験票の交付 平成24年9月下旬 ④ 合格者発表〔厚生労働省〕 (同省インターネット・ホームページ上を含む。) 平成24年12月下旬
	② 口述試験 ・大阪会場 平成25年 1月15日(火) 1月16日(水) ・東京会場 平成25年 1月29日(火) 1月30日(水) 1月31日(木)	① 受験見込人数 約 600名 〔筆記試験合格者 約 300名〕 〔筆記試験免除者 約 300名〕 ② 試 験 地 大阪府(大阪市) 東京都内 ③ 試験の準備業務 イ. 受験申請書の受付 平成24年11月 ロ. 受験票の交付 平成24年12月 ④ 合格者発表〔厚生労働省〕 (同省インターネット・ホームページ上を含む。) 平成25年3月下旬

事 項	実施時期	内 容
(2) 第41回 労働安全・労働衛生コン サルタント試験の準備	平成24年10月 ～25年3月	試験の準備業務 イ. 受験見込人数の算出 平成24年10月 ロ. 試験地(場)の確保 平成24年10月 ハ. 試験計画の策定 平成25年3月
3 作業環境測定法に基づく 資格試験 (1) 第69回 作業環境測定士試験の 実施	平成24年 8月22日(水) 8月23日(木)	① 受験見込人数 約 1,950名 〔 第一種 約 1,150名 〕 〔 第二種 約 800名 〕 ② 試 験 地 ・北海道(恵庭市) ・東北(岩沼市) ・関東(市原市) ・中部(東海市) ・近畿(加古川市) ・中四国(福山市) ・九州(久留米市) ・東京都内 の8ヶ所 ③ 試験の準備業務 イ. 試験日程の官報公告〔厚生労働省〕 平成24年4月 ロ. 試験実施の広報 平成24年4月 ハ. 試験員会の開催(試験前) ・科目別試験員会(9回) 平成24年4月 ・幹事試験員会(5回) 平成24年5月 ・科目別試験員会(7回) 平成24年6月 ニ. 受験申請書の受付 平成24年6月 ホ. 受験票の交付 平成24年7月 ヘ. 試験員会の開催(試験後) 幹事試験員会(1回) 平成24年9月 ④ 合格者発表 平成24年10月 (インターネット・ホームページ上を含む。) ⑤ 合格証交付 平成24年10月
(2) 第70回 作業環境測定士試験 (第二種のみ)の実施	平成25年 2月13日(水)	① 受験見込人数 約800名 ② 試 験 地 ・北海道(恵庭市) ・東北(岩沼市) ・関東(市原市) ・中部(東海市) ・近畿(加古川市) ・中四国(福山市) ・九州(久留米市) の7ヶ所

事 項	実施時期	内 容
(3) 第71回 作業環境測定士試験の 準備	平成25年1月～3月	③ 試験準備業務 イ. 試験日程の官報公告〔厚生労働省〕 平成24年10月 ロ. 試験実施の広報 平成24年10月 ハ. 試験員会の開催(試験前) ・科目別試験員会(4回) 平成24年10月 ・幹事試験員会(2回) 平成24年11月 ・科目別試験員会(2回) 平成24年12月 ニ. 受験申請書の受付 平成24年11月 ホ. 受験票の交付 平成25年1月 ヘ. 試験員会の開催(試験後) ・幹事試験員会(1回) 平成25年3月 ④ 合格者発表 平成25年3月 (インターネット・ホームページ上を含む。) ⑤ 合格証交付 平成25年3月 試験の準備業務 イ. 受験見込人数の算出 平成25年1月 ロ. 試験地(場)の確保 平成25年2月 ハ. 受験申請書の作成 平成25年2月 ニ. 試験員の選任 平成25年3月
4 試験業務の的確かつ厳正 な実施(過誤事案の防止)	年 間	① 試験実施に伴う過誤事案の発生を、年間を通じてゼロ件 とすることを目指す。
5 適正かつ的確な試験問題 の確保及び維持	年 間	① 試験問題の内容等に起因する不適切事案は、年間を通じ てゼロ件を維持する。
6 機密事項の漏洩防止	年 間	① 試験問題及び個人情報の漏洩はゼロ件とする。 ② 個人情報・機密事項の漏洩防止等に関するマニュアル等 に基づく実施の徹底 ③ 出張特別試験等における協力団体に対する個人情報・機 密事項の漏洩防止関係諸規定等に基づく実施の徹底
7 出張特別試験の適切な実 施	年 間	① 受験希望者への受験機会を提供するため、出張特別試 験の効果的な実施を図る。 ② 協力団体との関係の一層の強化 ③ 特別な配慮を要する試験(高校生・受刑者)の適切な 対応

事 項	実施時期	内 容
8 受験者へのサービスの実施	年 間 平成24年4月1日 平成24年10月1日 年 間 年 間	① 受験者が希望の受験日に受験可能となるよう、各センター周辺にも試験会場を設定するなど、受け入れ体制を整える。 ② 平成23年7月～平成23年12月まで実施した試験の中から、各試験問題について1回分をインターネット・ホームページ上での閲覧に供する。 ③ 平成24年1月～平成24年6月まで実施した試験の中から、各試験問題について1回分をインターネット・ホームページ上での閲覧に供する。 ④ 各試験の受験者（労働安全・労働衛生コンサルタント試験の受験者を除く。）のうち不合格となった者（実技試験を除く。）に対し、原則として科目別に得点を通知する。 ⑤ 各試験（労働安全・労働衛生コンサルタント試験を除く。）の合格者番号を、インターネット・ホームページ上に掲載する。
9 労働安全・労働衛生コンサルタント及び作業環境測定士の登録事務の実施	年 間	① 労働安全・労働衛生コンサルタント登録見込人数 約 280名 新規 約 220名 書換等 約 60名 ② 作業環境測定士登録見込人数 約 1,000名 新規 約 600名 書換等 約 400名
10 広報活動の展開	年 間	① 試験協会NEWS イ. 年4回発行（各22,000部） ロ. 関係行政機関、関係団体、受験者、来訪者等に配布 ② 各センターにおける受験案内の作成配布 ③ 免許試験受験勧奨等ポスター イ. 年1回作成（各センターにおいても、地域の実情に合ったものを作成） ロ. 関係行政機関、関係団体等に掲示依頼 ④ インターネット・ホームページによるタイムリーな試験案内等の掲載

事 項	実施時期	内 容
		⑤ 免許試験日程表（ポスター・チラシ） イ．年1回作成 ロ．関係行政機関、関係団体等に配布 ⑥ 防災団体の全国大会等における配布広報資料の作成及び配布 ⑦ 防災団体等の広報誌等への受験勧奨広告の掲載依頼など ⑧ 各試験に関する受験者の動向、ニーズの把握及び有資格者の需要状況の把握等についての協会全体での取り組み
11 公益法人制度改革等に関する対応	年 間	① 公益法人改革の動向に応じ時宣を得た対処 ② 試験実施施設の確保
12 関係機関との連携	年 間	① 厚生労働省との試験事務に関する協議会の開催 ② 各センターにおける管理労働局との協議会の実施 ③ 快適な受験環境の整備等を図るため、管理労働局との協議 ④ 災害時の受験者保護等の危機管理体制の整備を図るため関係機関との連携
13 職員研修及び事務処理の円滑・効率的な推進	年 間	① 試験事務の円滑かつ効率的な推進 ② 試験問題のデータベース構築 ③ 各種システムの改修・改善 ④ 新規採用職員研修 平成24年4月 ⑤ OJT研修の実施 ⑥ 自己研鑽の奨励
14 諸会議の開催	年 間	① 理 事 会 平成24年6月 平成24年10月 平成25年3月 ② 評 議 員 会 平成24年6月 平成24年10月 平成25年3月 ③ 所 長 会 議 平成24年9月 平成25年3月 ④ 総務課長会議 平成24年9月 平成25年1月 ⑤ 試験課長会議 平成24年4月 平成24年11月